



消費者庁のイラストを加工

SNSで知り合った人から呼び出されて「ネットワークビジネスに登録し、加入する人を紹介すれば、何もしなくても簡単にマージンが貰えて稼げる」と勧誘された。登録するために必要な空気清浄機等(30万円)を契約した。その後、マージンは貰えず、支払いが大変なので解約したい。(20代男性)

マルチ商法的勧誘にご注意！

ここが重要ベニ！！



●マルチ商法とは、「新たな加入者を販売組織に参加させれば収入が得られる」として勧誘し、商品やサービスを契約させる商法です。

●「仮想通貨の投資ビジネス」や「物販のコンサルティング」などの儲け話があると勧誘される場合もあります。最近では、知人や友人等の身近な人だけでなく、SNS上で知り合った人から勧誘を受けるケースも増えています。

●ごく一部の成功例だけを強調し、あたかも全員が成功するかのよう勧誘してくることがありますが、必ず儲かるという保証はありません。

●マルチ商法の契約は、契約書面を受け取った日から20日以内に書面で通知すれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。

●困ったときは、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン 188